

自宅での暮らしを続けるために

在宅療養手帳

保健・福祉・医療サービスを円滑に利用するために、本人・家族とサービス実施機関が記録や情報を交換し、より質の高い在宅生活を手助けするための手帳です。

高齢者福祉サービス

サービスの種類	サービスの内容
配食サービス	要介護（要支援）認定者及び総合事業対象者で、独居・高齢者世帯または、これに準ずる世帯に属する安否確認が必要な方を対象に、配食サービスを実施します。
緊急・相談通報装置	ボタンを押すと受信センターにつながる装置を貸出します。 本市に居住し、住民基本台帳に記載されている方、かつ、①または②の条件にあてはまる方 ① 65 歳以上の一人暮らし又は 65 歳以上世帯の方で要支援・要介護認定者および障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）B1～C2に該当する方、もしくはこれに準ずる状態の方 ② 75 歳以上の一人暮らし又は 75 歳以上の方のみで構成する世帯に属する方
日常生活用具	心身機能の低下により、日常生活を営む上で支障のある高齢者に、各種用具を給付し、火災などの心配をなくします。
介護用品給付事業	※ 要介護3以上の高齢者を家庭で介護されている方に、4,000円の給付券を1カ月につき1枚給付します。 ※要介護3の方には、条件がありますのでご注意ください。
介護保険外ホームヘルプ等利用助成事業	要介護3以上の高齢者を家庭で介護されている方に、介護保険サービスの対象とならないホームヘルプサービス等の利用料の一部を助成します。

こころの相談

高齢者ご本人の生き方や人づきあい、体調、今後への不安といった気持ち、介護されているご家族の気持ちを、臨床心理士が話を聴き、ともに考えていきます。